

糸魚川市 移動等円滑化 促進方針



令和4年3月
糸魚川市

◆ 目次 ◆

序章	はじめに	1
0-1	移動等円滑化促進方針とは.....	1
0-2	移動等円滑化促進方針の位置付け.....	2
0-3	移動等円滑化促進方針策定の必要性和効果.....	3
0-4	本市における移動等円滑化促進方針策定の背景・理由.....	4
0-5	移動等円滑化促進方針の期間.....	4
第1章	本市の概況	5
1-1	本市の特性.....	5
1-2	地域別の状況.....	10
1-3	上位・関連計画の方向性.....	12
第2章	移動等円滑化の促進に関する基本的な方針	23
2-1	移動等円滑化の促進に関する基本理念.....	23
2-2	移動等円滑化の促進に関する基本方針.....	24
第3章	移動等円滑化促進地区の選定	25
3-1	移動等円滑化促進地区の要件.....	25
3-2	移動等円滑化促進地区の選定.....	26
3-3	移動等円滑化促進地区の特性.....	27
第4章	バリアフリー化の現状と課題	33
4-1	まち歩き点検調査の概要.....	33
4-2	まち歩き点検の結果を踏まえた今後の課題.....	40
第5章	移動等円滑化促進地区の位置及び区域	41
5-1	基本的な考え方.....	41
5-2	移動等円滑化促進地区、生活関連施設、生活関連経路の設定..	43
第6章	今後の取組方針	51
6-1	経路や施設のバリアフリー化に関する基本方針.....	51
6-2	心のバリアフリーに関する基本方針.....	54
第7章	その他、移動等円滑化の促進のために必要な事項	57
7-1	行為の届出等に関する基本方針.....	57
7-2	本方針の評価・見直しに関する基本方針.....	59

資料編	63
資料1 計画策定の体制及び経過.....	63
資料2 まち歩き点検調査の結果.....	69
資料3 バリアフリーに関するアンケート結果.....	89
資料4 用語集.....	91

序章 はじめに

- 0-1 移動等円滑化促進方針とは
- 0-2 移動等円滑化促進方針の位置付け
- 0-3 移動等円滑化促進方針策定の必要性と効果
- 0-4 本市における移動等円滑化促進方針策定の背景と目的
- 0-5 移動等円滑化促進方針の期間

序章 はじめに

0-1 移動等円滑化促進方針とは

まちなかにおける移動等の円滑化を図るためには、個々の施設のバリアフリー化だけではなく、建築物や道路等の連続性を確保した「面的・一体的なバリアフリー化」が必要不可欠です。

バリアフリー新法※1 で創設された移動等円滑化促進方針※2 を定める制度は、旅客施設を中心とした地区や、高齢者、障がい者等が利用する施設が集まった地区（「移動等円滑化促進地区」）において、面的・一体的なバリアフリー化の方針を市町村が示すもので、広くバリアフリーについて考え方を共有し、具体の事業計画であるバリアフリー基本構想（以下「基本構想」という。）の作成に繋げていくことをねらいとしたものです。



図一 移動等円滑化促進方針・基本構想のイメージ図

※1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（平成 18 年法律第 91 号）

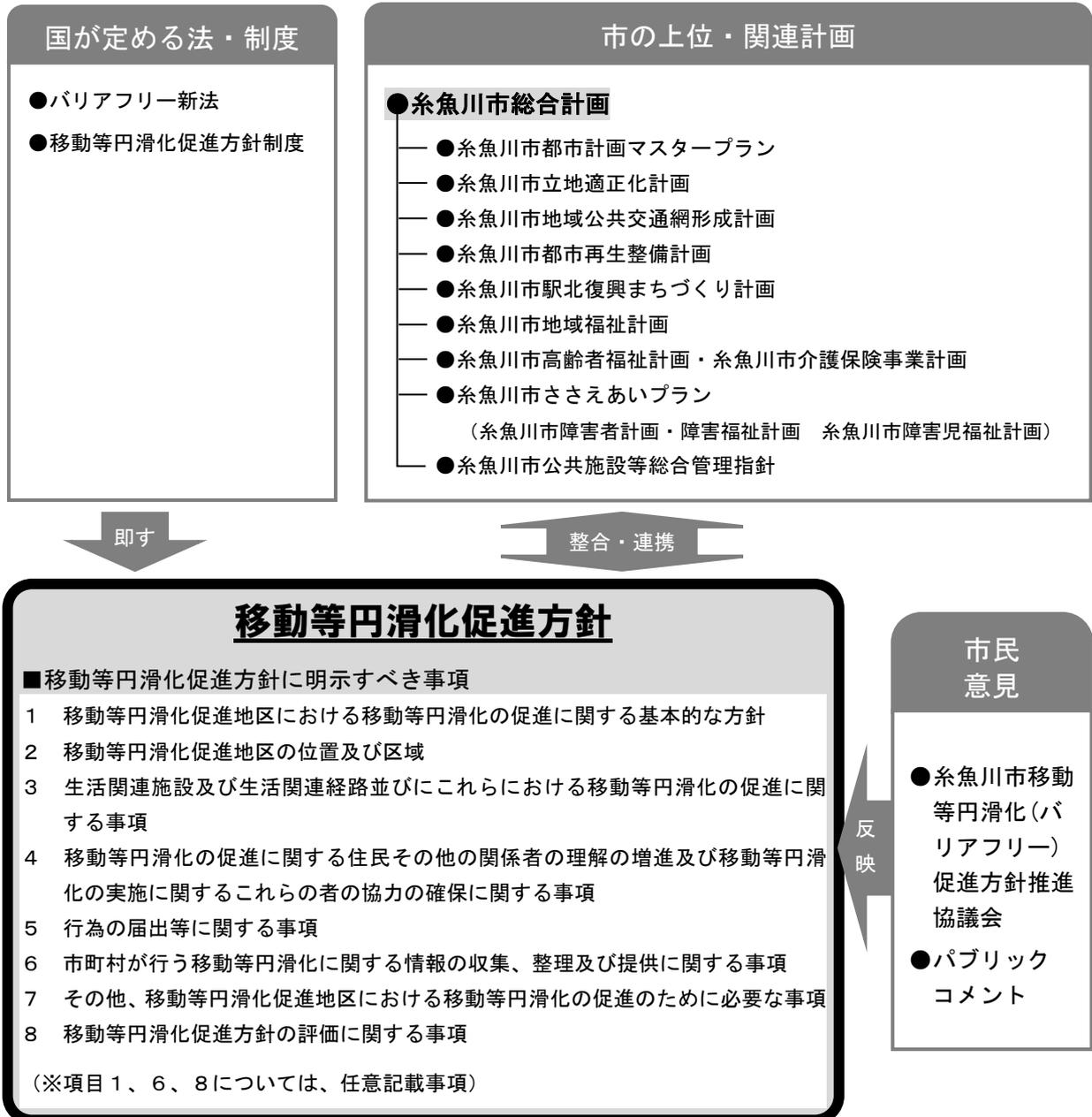
※2) 平成 30 年 5 月に成立した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」により創設された制度

0-2 移動等円滑化促進方針の位置付け

本方針は、バリアフリー新法に基づく制度を活用して本市が定める移動等円滑化促進方針と位置付けられます。

また、策定にあたっては、糸魚川市総合計画をはじめとする上位・関連計画との整合を図るとともに、糸魚川市移動等円滑化(バリアフリー)促進方針推進協議会やパブリックコメントを通じて、市民意見の反映に努めます。

■移動等円滑化促進方針の位置付け



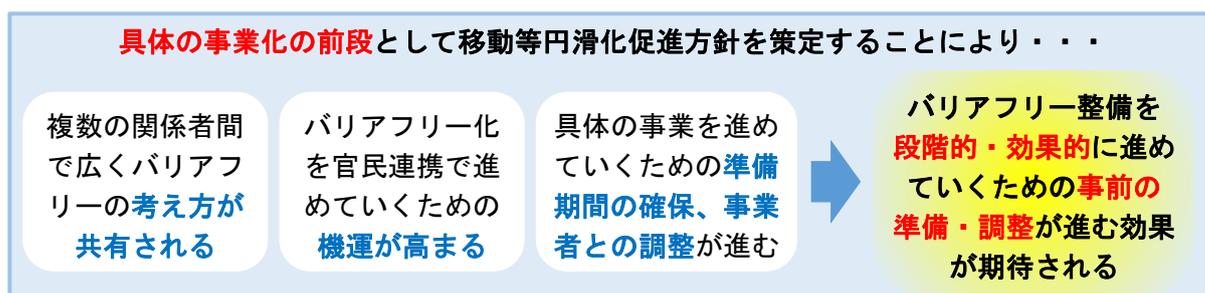
0-3 移動等円滑化促進方針策定の必要性和効果

まちなかにおける移動等の円滑化を図るうえで課題として、具体の事業に関する事前の調整が必要なこと等が挙げられます。

このため、具体の事業化の前段として移動等円滑化促進方針を定める制度が創設されました。

この制度を活用してバリアフリー化の方針を示すことにより、複数の関係者間で広くバリアフリーの考え方が共有されるとともに、官民が連携して具体の事業を進めていくために必要な機運の高まり、準備期間の確保、事業者との調整が進むことが期待されるなど、バリアフリー整備を段階的・効果的に進めていくための事前の準備・調整が進む効果が期待されます。

■策定の効果



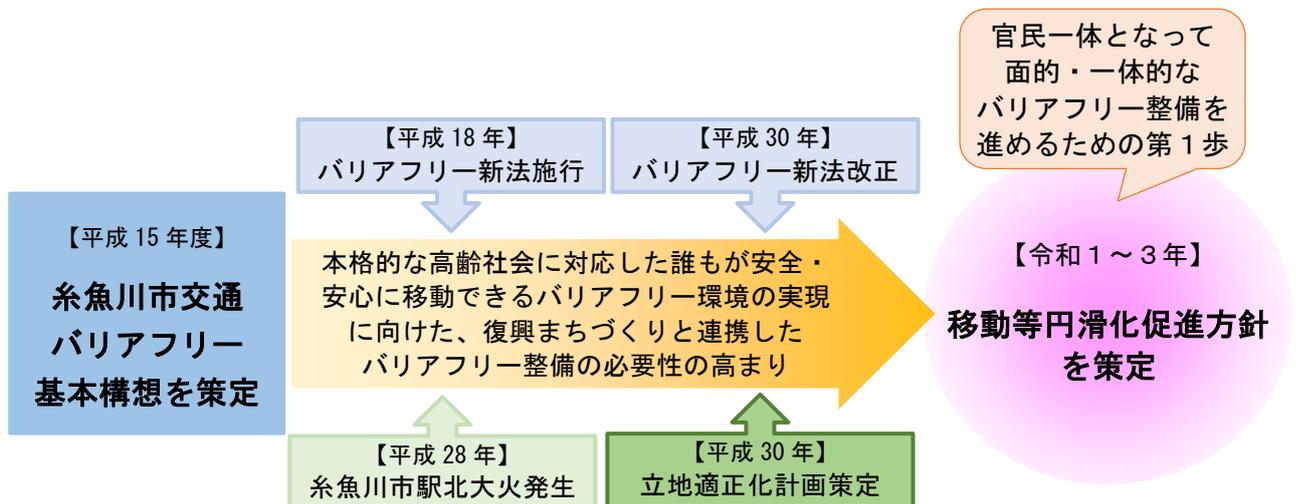
0-4 移動等円滑化促進方針を作成する背景・理由

本市では、平成 15 年度に「交通バリアフリー法（高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律）」に基づく「糸魚川市交通バリアフリー基本構想」を策定し、重点整備地区において円滑な移動空間の確保に取り組んできました。

しかし、策定から 15 年以上が経過しており、時代の変化に応じた適切な見直しが求められています。

また、平成 28 年 12 月に発生した糸魚川市駅北大火からの復興に向けたまちづくりが進められる中、本格的な高齢社会に対応した誰もが安全・安心に移動できるバリアフリー環境を実現していくためには、復興まちづくりと連携した取組を計画的かつ効果的に進めていく必要があります。

このような背景から、官民一体となって面的・一体的なバリアフリー整備を進めるための第 1 歩として移動等円滑化促進方針を策定することとなりました。



0-5 移動等円滑化促進方針の期間

本方針にも関連が大きい「糸魚川市都市計画マスタープラン」の目標年次を踏まえ、令和 13 年度（おおむね 10 年後）を目標年次とします。

また、おおむね 5 年ごとを目途に本方針の進捗状況・成果に関する評価を行い、実現に向けた課題を整理するとともに、必要に応じて本方針の見直しを実施します。